

やま だ かつ よし
山 田 勝 芳

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第92号
学位授与年月日 平成6年5月12日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 秦漢代財政収入の研究

論文審査委員 (主査)

教授 寺田隆信 教授 渡邊信夫
教授 安田二郎

論文内容の要旨

本研究は中国古代の秦漢時代における財政史研究の一環として、特にその税役を中心とする収入問題について、全体的考察を行ったものである。『史記』・『漢書』などの文献資料を中心とした税役制研究は、秦漢時代の制度史研究の中で大きな比重を占め、膨大な研究史的蓄積が積み重ねられてきた。しかし、新出史料の増加はとりわけ1970年代以降おびただしく、従来の研究を再検討する必要が生じている。この間、筆者は秦漢財政史研究を遂行して、財政運営機構の変遷、変遷の背後にあった社会経済的諸問題との関連、財政運営の思想的背景などについて研究を発表してきたが、この財政収入についても、その一環として搖役・兵役・税役免除の問題などについて一定の発言をしてきた。そのような研究を発展させるとともに、税役に限定しない財政諸収入を全体的に考察することで、秦漢財政の特色を解明し、延いてはこの時代の全体的理解に資し、また中国税財政史の基礎とすることを意図したものである。

本研究の要目を次に掲げる。

序

第1章 学説史的検討

第2章 田租・芻粟税

第1節 学説史的検討

第2節 秦代の田租・芻粟税

第3節 漢代の田租・芻粟税

結論

附論 秦漢代の公田収入

第3章 算賦及び算緡・告緡

第1節 学説史的検討

第2節 賦の意味の変遷

第3節 算の意味——算賦と役の関係——

第4節 算賦をめぐる諸問題

第5節 算緡・告緡

結論

第4章 徭役・兵役

第1節 学説史的検討

第2節 傳と年齢区分

第3節 後漢時代の徭役と兵役

第4節 女子徭役、更賦の金額その他

結論

附論 「父老俸約束石券」と秦漢時代の父老

第5章 その他の諸税

第1節 学説史的検討

第2節 口錢

第3節 山沢園池の税

第4節 市井の税

第5節 関税

第6節 その他の税

結論

第6章 専売・均輸平準、及び諸収入

第1節 学説史的検討

第2節 専売収入

第3節 均輸平準

第4節 貢献・酎金

第5節 苑囿等の収入

第6節 奴婢・刑徒の労働収入

第7節 貨幣収入

第8節 その他の雑収入

結論

第7章 秦漢時代の復除

第1節 学説史的検討

第2節 復除に関する法令

第3節 先秦時代の復除・租税免除問題

第4節 秦の復

第5節 両漢時代の復除についての確認点

第6節 両漢時代の復・復除の検討

結論

結論 秦漢代財政収入の特色と収入の推計

本研究のうち、既発表のものに加筆した上で収録したものは、第3章第3節、第4章第2節、同第3節、同附論、及び第7章であり、既発表のものは第2章第2節の2項、同附論、第5章第4節2項、第6章第3節である。また王莽時代については全体的に既発表論文「王莽代の財政」に依拠している。それ以外は全て新稿である。なお本研究の概要については、昭和63年度－平成2年度科
研費報告書『秦漢代税役制の研究』（1991年）であるていど示しておいた。また本研究では文献史料、新出史料いずれについても解釈を含めた訳をつけた。これはともすれば十分な史料論的検討を踏まえた史料の利用がなされないことがあるのに対して、自らの史料批判・解釈の責任を明らかにするという意味があるものである。

第1章では、日本での研究史を中心として、財政収入研究の大きな流れがどのような形で展開されてきたかを明らかにし、現段階は研究史の上では第五期にあたることを述べた。これを基礎として、以下の各章でそれぞれの問題に密着した学説史的検討を行ってゆき、そこで論点、問題点を明らかにするという形式をとっている。

第2章では、土地からの税収入の柱である田租と芻粟税について検討を加えたものである。その際に留意したことは、徴税がどのような律令を法的根拠として行われたのかということである。

第2節では秦代の田租・芻粟税について新出史料である秦簡の田律の規定などを検討した。秦代の土地に対する税は田部の管轄する「田」の利用者に対して、そこでの利用に対して課税する形で始まったものとみられ、その意味では利用税的側面があった。しかしその後「所有」者に対して、そこでの生産に対して一定の税率で抽出するようになった。その柱は田租と芻粟税であり、ともに本来は田部によって認定され、課税された。田租は「墾田」（耕作され、作付けされた土地）であることを確認し、収量を把握した上で、一定の税率で各戸から郷部が徴収した。それらは基本的に田律に規定されていた。田租についてはその税率は不明であるが、ほぼ10分の1であったものと推測される。また芻粟税については田律によって税率が知られ、所有地1頃について芻3石・粟2石であった。また郷部での徴収の際には、各里の里典（漢では里正）や里父老が立会ったものとみら

れる。そして各郷倉、あるいは県の倉への納入が倉律に基づいて行われた。さらに従来の研究では「自実田」政策と解釈されてきたが、実はそれは「定田」政策ともいべきものであることを明らかにした。しかし田部の権限はこのような政策によって削減され、一方郷部はその権限を拡大していった。かくして田部の職務を規定していた田律もその規定範囲を次第に狭めることになってゆく。それに対して、田令は重要性を増してゆくのである。

第3節では、この秦代の法的伝統を継承しつつも、どのようにして税率が定められ、更に徴収されたかを問題にした。ここでも鍵は江陵県鳳凰山文書などの新出資料である。前漢時代は田租の税率を15分の1とし、秦代よりも軽くする政策が基本的に採用された。しかし文帝代の納粟授爵制を前提とする田租・芻粟税徴収の廃止は、田律の徴収規定を廃止する形で進められ、しかもそれが傍系から皇帝位に即いた文帝の掲げた政治姿勢である徳治と合致する形で進められたため、文帝一代維持されることになった。その間生じた矛盾を解決すべく、景帝は、即位の翌年の元年（前156）に、表向きは漢王朝の伝統である15分の1税をさらに軽減するという形で、30分の1税を実施した。この30分の1の税率がその後継承されることになる。また芻粟税についても新たな基準で徴収を再開した。それは各戸について戸芻が1石、田1頃について田芻2石・田粟1石であった。また芻対粟は2対1の比価であった。当時の農民の平均的所有面積が1頃であったから、これはほぼ各戸芻換算で3.5石（105銭相当）、粟換算で7石となる。

その後、武帝代に水田の税率に関して改訂があり、また成帝代には災害による免除に関して什四免租制という新しい規定が始められた。しかし王莽新代になると、その井田の聖制と什一の税という儒教における理想的制度実現を果たすべく、10分の1税が実施された。後漢は再び30分の1税とし、以後それが後漢末まで継承された。また和帝代には実際減半制も始められた。そしてこの秦漢的伝統に立つ、定率を原則として、実際には定額で徴収された田租は、曹操によってその定率原則が完全に否定され、新たな畝毎に4升という定額の田租として再生した。この段階ではもはや墾田への課税でなく、所有地への課税に転換しているものと推測する。またこの後漢末には、桓帝代に土地所有面積に対して銭を課す新税が始められた。そして秦漢時代の田租の性格は基本的に抽出税的なものであったこと、芻粟税にしても土地所有税的性格を持ちながら、田租と同様な性格が濃厚であったことを指摘できる。なお、収入推計の基礎的検討を行い、前漢末で1戸当たり所有土地面積1頃、墾田面積70畝、1畝当たり3石の収穫量であることを述べた。

また附論では秦漢時代の公田がどこの官庁の所管であるかを明らかにし、国家財政収入部分がかなりあること、そして武帝時代には相当の収入があったが、前漢後期以降は低率仮料の経営が多くなり、郡県での若干のものを除き、財政収入としての比重は低下したことを述べた。

第3章では、広く「算」を単位として徴収された算賦・算緡などを問題にした。この「算」あるいは「賦」の理解そのものが論点となっており、それに対する検討を第2節では「賦」について、第3節では「算」について行った。まず「賦」は西周から春秋時代には「賦貢」の意味で用いられ、戦国時代には兵力・武器を供出する意味の「賦」「賦斂」が拡大し、武器ないし財物で徴収する軍

事費調達のための税項目として大きな位置を占め、戦国時代から秦、さらに前漢時代にかけてはほとんどその意味であり、前漢時代には特に算賦を意味した。一方、儒家においては西周の「賦貢」の意味で用いる例が戦国時代から見られ、漢代に入り、昭帝以降儒家官僚の進出とともに「賦」は一般的税を意味して用いられることも増加してきた。このようにして、前漢後期から後漢にかけて儒家的用法が頻出し、後漢においては、本来の制度的用語としての「賦」を意味している場合と、儒家的用法として、あるいは雅的用法として、「貢賦」あるいは一般的意味での「賦税」が用いられている場合とがあることになった。そのため、租税減免詔令においても、細かく免除税役項目を記載するようになった。

「算」については鳳凰山文書の理解を基礎として、次の点を明らかにした。「算」は、本来的には算木で計算することから官庁用語として広く用いられた。その一つとして文書類でいえば、「某算」という名称の帳簿類も存在した。さらに様々な評価点としても用いられ、その他単位として多様に用いられた言葉でもあった。税役関係では一定の財産評価額を算としたし、また15歳以上の徭役と算賦を負担する青年男女を数える単位でもあったのである。ここから年齢区分の上で「大」とされる15歳以上の女子については、秦漢時代には徭役に当たったという新見解を導き出した。

次いで第4節では、秦での賦徴収と「算賦」を問題にした。秦では最初、家単位で賦徴収を行っていたが、次いで人頭単位に切り換えた。しかし実際の徴収は家ごとにまとめられたから「戸賦」とも称されることがあった。そして賦の徴収規定は、現段階では発見されていないが、「賦律」によったものと考えられる。また漢代の「算賦」という名称は、「算賦」を単位とした「賦」という意味であることは動かず、従ってこの名称を「算」「賦」のように2つに分割して解釈することはできない。

また算賦は120銭の定額であったが、中央への上供額は漢初で63銭であり、これは後には60銭になった可能性がある。しかし問題は算賦が実際徴収される郷里段階であり、その具体的様子を示す鳳凰山文書などによれば、郷里段階では一算当たりいくらという形で、月毎に徴収されていたようであり、その徴収した中から、郷里の官吏の俸禄を支給し、また上供などの運搬費用などもまかっていた。従ってこのような税徴収の構造から考えて、たとえ郡段階での120銭という徴収額に変動がなくても、多事多難であればあるほど運搬の費用、あるいは郷里段階で用意すべき費用が増加し、それが直ちに一算あたりの徴収額の増加となってはねかえたのである。

このように一人一人がどのような人間であるかに関わりなく一律に算賦を徴収したことは、現実の貧富を捨象した考え方に基づくものであり、思想的には前漢時代の齊民制的理念、水面のような水平化をめざす法家的均等の理念に合致したものであった。財産税については、臨時的なものであっても恒常的なものはなかったことを確認した。秦漢時代では財産区分はなによりも身分形成と関わり、有財者が官吏たりえた中国古代の状況に対応したものであった。いわば名望家的階層からの人材の登用から、知識はあるが必ずしも富を有するとは限らない階層へと、官僚の出身基盤が変わってゆくにつれて、この財産区分の意味合いは薄れていった。そして農民層の階層分化の激化などが、

後漢以降、税役徴収において戸等制的運用を必要とした理由であった。

第5節では、算緡・告緡の問題について検討を行った。元狩4年（前119年）の算緡令は基本的には工商業者を対象としたものであるが、富裕階層によって行われていた高利貸しなどの営業もその対象に含められた。つまり前漢前期以来の富裕階層による活発な商業活動に対しても規制を加え、彼らに財の供与を求めたものであった。しかし富裕階層はそれに応ずることなく、そのため武帝の怒りを誘発し、やがて告緡が全国的に徹底して行われ、国家は莫大な財物・奴婢・田宅を得ることができた。この告緡段階ではその対象はただに商賈のみならず、広く高利貸しなどを営んでいた富裕階層全般に及び、中家以上の家の破産を引き起こしたのである。この極めて暴力的な国家による財物の強奪は、単に富裕階層の弱体化をもたらしたというだけでなく、社会全体に大きな影響を与えたものであった。前漢前期の商業的なものの横溢は急速に失われ、都市居住富裕階層の富が国家に吸収されたために、都市の衰退、及び土地経済が中心となるような事態が急速に進行したのである。こうして社会全体の保守化がますます強まってゆく。

第4章は最も錯綜した研究史のあるものであり、そのために第1節では特に最近の研究に対しての批判を行い、以後の議論の基礎とした。第2節では秦漢時代にみられる「傳」という言葉を問題にし、特に秦代でのそれを新出法律関係文書を主史料として検討した。「傳」は秦代、「傳律」に規定されていて、県尉の下にあった「兵役と、中央及び県の徭役に従事する者の籍」に「傳」けることを意味するものである。年齢（身長）区分では一般人と隸臣妾とは年齢（身長）区分に差がなく、ともに身長が男子で6尺5寸、女子で6尺2寸（年齢では17、8歳に相当する）で「大」とされ、男子は兵役と役の、女子は役の義務を負った。この身長・年齢による「小」から「大」への書き換えは郷で行われ、郷吏が8月の段階で調査して、それを郷戸籍に記載して歳首である10月からその扱いをした。秦王政の16年（前231）に従来の身長制から年齢制への切り換えが行われ、また、この段階で急速に進行していた統一に伴って、従来更役には中央的な徭役も含んでいたが、内史地域を除いて、それは事実上地方的徭役となった。漢では児童の使役を罷め、その代わりに3歳-14歳の男女から口銭を徴収し、また15歳以上を「大」として、それを青年男女として1算、2算と「算」の単位で数え、賦役を負担させた。そして男子は17歳に至って「傳」され、兵役義務を負った。兵役の籍は秦代と同様県尉の下にあり、また更役も県尉府が管轄し、差充した。こうして秦代とは異なり、漢では「傳」と「大」年齢が切り離されたのである。漢代では、女子が「傳」から切り離されたため、「傳」は主として兵役に関するものとなった。従って、傳律もその内容を変えざるを得なかったのである。

第3節は、漢代の徭役・兵役問題を後漢時代に焦点を絞ることで全体的に解明しようとしたものである。青年男子のほとんどは昭帝以後には23歳で「傳」され、「正」即ち兵役義務者とされ、55歳までの在役期間中、1年間の「衛士」ないし「辺戍」、1年間の地方警備、及び有事の際の従軍義務を負った。この「正」の中かから「騎士」「材官」等が各郡国毎に定められた員数に応じて選抜された。ところが、後漢に至ると、内郡国で事実上兵役徴収がなくなり、一方、徭役は更賦の形

態で徴収されることが多くなっていたので、実役徴発に不足が生ずると、兵役義務者である「正」の者を「衛士」として徴発し、官庁の雑役等に供し、本来の兵役があたかも徭役であるかのような観を呈した。これが後漢末に「正衛弾」などとして官主導で徭役の再編成を行ったこと的前提にあった。漢代での「衛士」はまさに「衛」を任務とする兵士をいい、後代のように中央に番上する兵士を意味したのではなかった。また「正卒」という言葉は漢代ではなく、曹操時代以降の言葉であることなどを指摘した。また後漢時代に徭役・兵役、及び下級の吏が、知識人社会の成立とともに賤視されるに至っていることは、身分制社会への動向に伴う極めて注目すべきことであった。

第4節ではその他の問題を検討した。早くから主張してきた秦漢時代における女子徭役については、現在、義務としてあったことが次第に認められてきている。この問題を改めて検討し、やはり女子も年間1ヵ月という「更」即ち交替制の形態をとった徭役義務を、少なくとも、秦・前漢時代は有していたことを確認した。その徭役は当然のことながら男子と同様でなく、道ぶしんなどの単純労役以外に、軍服縫製などに女子徭役労働は重要な役割を果たしていたものと考えられる。次に商人や工人の徭役問題を検討した。秦は軍国体制の下、武器・器物製作のために、工室の工人については「工名籍」で把握していた。民間工人については一般的な徭役には従事せず、「更役」の形態で工室などで武器・器物製作に当たらせることが行われた。また兵役にも当たり、兵営においてや、あるいは従軍の際には、武器の修繕などの仕事を担当し、戦闘状態の下では、当然兵士として戦った。また漢代でも基本的に同様であった。商人も基本的には役・兵役に従事した。ただ移動を行う客商の場合にはあるいは徭役については金銭での代納の場合もありえたものとみられる。兵役も、戦国時代では問題があるが、少なくとも秦・漢帝国段階では兵役を負った。また「更賦」という名称は、基本的に「過更錢」を意味したが、同時に税役全般を意味することがあり、このような幅のある使い方は後漢時代後期までであった。そして「更賦」＝「過更錢」の金額は従来いわれてきた300錢であったことを再確認した。これは収入推計の重要な基礎となる。

また、附論では、秦漢時代の里「父老」が里の自治代表であると同時に、行政の末端に事実上組み入れられており、そのため少なくとも後漢代には一種の職役的なものになり、その負担を軽減するために「父老俸」という互助組合を設置することも行われたことを論じた。

第5章で検討したことは、広く「税」の項目に入れることができる諸税である。第1節において徴税原理的にみて、山沢園池の税は主要穀物生産耕地以外の土地からの産物に対する課税であり、ひとまとめにできることを論じた上で、具体的な検討を行った。

第2節では口錢を検討した。口錢は漢初、秦代の「作」「使」の年齢の児童使役を廃止したことに始まり、3歳から14歳までの子供から1人当たり20錢徴収したが、実際には「算」を単位として成年男女から1年に1回徴収された可能性があった。その後武帝代に23錢とされ、更に元帝代に7歳から14歳までに改訂され、口錢は「口錢」を正式名称とし、また「頭錢」とも呼ばれたことなどを述べた。

第3節では、山林・藪沢・河海からの生産に対する課税を問題にし、それは「占租」制、即ち申

告納税によって徴税されていたこと、税率は不明であるが、10分の1前後であることを述べた。

第4節では山沢の税と並んで帝室財政収入の柱であった市井の税について種々検討し、その法律的根拠としての占租制、高利貸しにおける利率制限、そして「租銖」は貨幣とそれに準ずる銀珠玉などで徴収する租税一般を意味したこと、また文帝代の自由鑄造時代には、民は銅錢を鑄造し申告納税したが、その際官吏に鑄造した錢を提示して品質確認を受けた。それを「顧租」と称したことなどを明らかにした。このような市井の税の税率は不明であるが、山沢の税同様10分の1前後であったとみられる。この二つの税収は前漢後期ではほぼ年間13億錢程度であったことが、『新論』の検討によって明らかとなる。

第5節は関税の有無を問題にした。財政関税は、戦国時代各国で盛んに徴収されたものであるが、秦では関の設置状況からみて、それほど財政的比重はなかった。そして全中国統一後の帝国段階では関税はなかったものとみられる。これを前漢も継承した。武帝代には武関で通行税として税が徴収されたことがあったが、あくまでもそれは関通過の手数料的な通行税に止まるものであった。その後、後漢時代後期には財政難の中で関税が復活し、税率が10分の1となった。黄巾の乱以降にはそれ以上の税率になったが、魏王朝成立の直前に再び10分の1とされた。また第6節では前漢後期に翟方進によって実施された諸税や、後漢時代に実施された諸税について検討し、また異民族に対する特別税についても述べた。

第6章では一般的な税とは別な諸収入を問題にした。まず第2節の専売では、塩鉄専売研究の基礎として塩官・鉄官の設置状況の検討から行い、それを通じて塩鉄専売が王国抑圧の機能を果たしていたことを述べた。そして最も議論のある『史記』平準書の塩鉄専売開始時点での提案について、従来と異なる見解を提示した。また武帝代の専売には、秦代に既に事実上の専売が行われていたことと、また前漢前期の呉王劉濞が塩を生産・販売していたことというモデルがあった。そしてその前漢後期における収入推計を行い、ほぼ塩鉄を合わせて38億錢程度であったことを述べた。また酒の専売についても言及した。

第3節では筆者も深く論争に関わっている均輸平準を問題にし、従来筆者の見解を再確認した上で、武帝代の均輸平準による収入推計を行った。その金額を確定するには困難があるが、ほぼ年間15億錢程度であったものとした。更に第4節以下において、帝室財政収入となった貢献・酎金について分析し、検討した。貢献・酎金については特に漢初の王国・侯国からの一人当たり63錢献費が重用であり、それは文帝時代に一時的に停止されたことがあり、また減額された可能性もあった。同時に文帝は王国・侯国から酎金という祖先祭祀に関わる金吸い上げを実施した。これらは漢初においてはかなりの収入をもたらしたものである。また秦から前漢時代には関東地域を中心として広大な苑囿が設置され、それは単に皇帝の離宮・狩猟場であるだけでなく、重要な財政収入源でもあった。しかし前漢後期以降その役割は低下し、後漢以降は離宮・狩猟場・娯楽施設としての意味合いを強めた。また従来十分に検討されてこなかったものに奴婢・刑徒の労働収入があり、この推計のためにまず奴婢・刑徒の数の確定から始め、その結果非常に大きな比重を占めたことを推定し

た。また貨幣収入については、貨幣史全般で述べることが多いのでごく簡単に検討した。前漢後期の毎年の五銖錢鑄造額を1億5千万程度と推計した。更に財政難解消に大きな役割を果たした売官爵などがあり、それらについても種々検討した。

第7章ではこれも見解の対立がある税・役免除に関わる「復除」を問題にした。復除に関する法令の基礎的検討を行った上で、先秦から秦代にかけての「復」は役免除を意味したこと、また前官時代後期以降、「復」の対象に税も含まれるようになってくることなどを論じ、また宗室の復除などについて詳細な分析を行った。そして全体的に復除対象とその税役項目について示した。

以上の各章の検討によって、秦漢代財政収入の全容が示され、結論ではこの時代の徴税原理においては、抽出税的要素が濃厚であること、また申告納税、定率税・定額税、あるいは専売、売官爵、その他、後代まで影響を与える諸徴税原理・方式が現れていること、そして前漢末の人口6千万人段階での収入推計によれば、錢換算での全財政収入推計額約570億錢のうち、中央財政は42パーセント、地方財政は58パーセントであること、その中で徭役・奴婢・刑徒などの労働収入が全財政収入の63パーセントを占め、その中でも兵役部分は全財政収入の42パーセントに達していることなどを明らかにした。つまり秦漢代財政収入においては、生の労役収入が占めた比重が非常に大きかったことを最終的に確認した。また前漢後期の財政では塩鉄専売収入が大きな比重を占めたことを明らかにした。そして復除という恩典に与らないかぎり一般民衆はこれらの税役から逃れられなかったのである。

以上が本研究の内容の要旨である。

論文審査結果の概要

本論文は、序および第1章から第7章にわたる各論部分、そして結論の章からなっている。

第1章においては、主として文献資料によって行われた研究史を回顧し、その学説史的整理と検討を試み、論点と問題点を明らかにしている。第2章では、耕地からの税収入の支柱である田租と芻粟税を扱い、前者は「墾田」、後者は全所有地に対するという違いがあったが、ともに基本的な抽出税であったこと、税率に変遷があったことなどを綿密な考証を重ねて明らかにするとともに、徴税規定がはじめ田律によっていたが、次第に規定範囲が狭くなり、田令が重要性を増した事実が指摘されている。第3章は広く「算」を単位として徴収された算賦・算緡などをとりあげ、賦および算の理解を検討したのち、算賦がすべての成年男女に一律に課せられた人頭税たることを明らかにし、それが思想的には齊民制的理念、法家的均の理念に合致すると述べている。また財産税たる算緡については、それは臨時的特別税にとどまったが、富裕層の経済活動に痛撃を与え、社会全体の保守化を促進したと指摘している。

第4章では、旧来、議論が錯綜している徭役を扱い、「傳」という用語を問題にし、新出土の法

律関係文書を用いて考察を加え、秦代の「傳」は、「籍」に「傳(つ)」けることを意味し、男女の別なく「大」年齢に達すると「傳籍」されたが、漢代では徭役と兵役の負担年齢に区分が設けられた結果、女子は別扱いとされ、「傳」は主として兵役に関係する用語となったことを明らかにし、あわせて女子にも年間1ヵ月の徭役義務があったことを論証している。第5章は、一般に「税」と呼ばれる項目にはいる諸税をとりあげ、山沢園池の税が耕地以外の土地からの産物に対する課税であったとし、さらに秦の児童使役に淵源する口税、申告納税制をとる山林や河海への課税、市井の税、関税などにも詳細に論及し、各々について税額・税率を考定している。第6章では、一般的な税とは別の諸収入、すなわち専売、均輸平準、帝室の財政収入となった貢献、酎金のほか奴婢や刑徒の労働収入、貨幣収入を対象とし、特に奴婢・刑徒の労働収入は、これまで看過されてきたが、財政上多大の比重を占めていたと強調している。第7章においては、税役免除にかかわる「復除」を分析し、初めは専ら役免除を意味したが、前漢後期以降は税も含まれるようになった事実を解明し、全体的復除対象とその税役項目を検討した。

以上の個別研究をつうじて、秦漢代の財政収入の内容が明らかにされた。これをうけて、結論の章においては、その徴税原理に抽出税的要素が濃厚であること、後世に影響する徴税の原理や方式がすでに出現していることなどを指摘している。そして、把捉人口6千万人の前漢末の時点において、財政収入の総額が銭換算で推計約570億銭となること、そのうち中央財政は42パーセント、地方財政は58パーセントを占めたこと、労働収入の割合が63パーセントであり、生の労役収入の比重が極めて大きかったと結論している。財政収入を具体的数字で示す試みは、従来ほとんどされなかったことであり、本論文の特筆すべき成果の一つである。

本論文の要旨は斯くの如くであるが、中国古代史の中心課題である税役制度の全体について、主として新出史料によりながら運用の細部にわたって多角的に考察を加えた点に最大の特徴をもち、その先駆性とそれにとまなう労苦は多とすべきである。その成果については、とくに第2章および第3章で明らかにされた諸論点が注目され、今後おそらく定説ないしは最有力説として学界の共有財産となり、研究の新しい出発点となるものと高く評価される。また、第4章や第6章など、なお引きつづいての論争的になるであろう論点もあるが、その論旨は首尾一貫して説得力をもち、論争に耐えるに相違ない。ただ、望蜀の言を附するならば、新出史料の扱いについては、なお検討すべき余地があるように思われる。たとえば、史記や漢書など、旧来の基本史料であった文献史料と新出史料の関係について、新たな視角からの再考が必要であり、そうすることによって新出史料はより有効に活用できると考えられるからである。ただし、それには困難な作業が伴うであろうが、本論文提出者の学殖をもってすれば十分可能であろう。一層の精進を期待したい。

以上審査するところにより、本論文は、博士(文学)の学位論文として、十分な価値を有するものと認められる。